

再下請負通知書作成要領

ウェブページ掲載の再下請負通知書は書式の例であり、内容を網羅したものであればレイアウト等が違っても差し支えない。

この作成要領は、貴社をB社とし、

発注者 → 元請 → 1次下請（A社） → 2次下請：貴社（B社） → 3次下請（C社）の事例を想定して作成してあります。

- ・「元請業者名」欄には、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という。）名を記入すること。
- ・「報告下請負人」欄には、B社名を記入すること。

1 自社に関する事項

(1) 「工事名称及び工事内容」欄

工事名称は、A社とB社の間の下請契約書記載の工事名を記入すること。

工事内容は、A社から受注した工事の規模等が判別できる内容を記入すること（工事内訳の要約等）。

（例）型枠工事の場合

一般型枠組立 m^2 、打放型枠組立 m^2 、スリット目地棒 m 、運搬作業 m^2

(2) 「注文者名及び住所」欄

A社について記入すること。

(3) 「工期」欄及び「注文者との契約日」欄

A社とB社の間の下請契約書記載の工期及び契約日を記入すること。

(4) 「建設業の許可」欄

許可が必要な工事にあつては、A社から請け負った工事の施工に必要なB社の許可業種を記入すること。すべての許可業種を記入する必要はない。

(5) 「保険加入の有無」欄

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。

(6) 「営業所の名称」欄

請負契約に係る営業所の名称を記入すること。

(7) 「健康保険」欄

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。

(8) 「厚生年金保険」欄

事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記入すること。

(9) 「雇用保険」欄

労働保険番号を記入すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入すること。

(10) 「監督員名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「監督員名」欄には、B社からC社に再下請に付した工事に対して監督員を置くときに記入すること。

「権限及び意見の申出方法」欄は、契約書や通知書に定められている場合は、その旨を記入した上で書面を添付すること。これによらない場合は具体的に記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：下請契約書第〇条記載のとおり、別添通知書のとおりなど（B社の監督員の権限）
- ・意見申出方法：文書による（C社→B社への意見申出方法）

(11) 「現場代理人名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「現場代理人名」欄には、B社がA社に対して現場代理人を置くときに記入すること。

「権限及び意見の申出方法」欄は、契約書や通知書に定められている場合は、その旨を記入した上で書面を添付すること。これによらない場合は具体的に記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：下請契約書第〇条記載のとおり、別添通知書のとおりなど（B社の現場代理人の権限）
- ・意見申出方法：文書による（A社→B社への意見申出方法）

(12) 「主任技術者名」欄及び「資格内容」欄

「主任技術者名」欄には、A社から請け負った工事に関する主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。特定専門工事で、一定の条件の下、主任技術者の配置を要しない場合は、A社の主任技術者の氏名、所属会社名を記入すること。

「資格内容」欄の記入例

- ・資格等による場合 建設業法「技術検定」1級土木施工管理技士
- ・経験年数による場合 高校卒（土木学科）5年以上の実務経験

(13) 「専門技術者名」欄、「資格内容」欄及び「担当工事内容」欄

「専門技術者名」欄には、A社から請け負った工事に関する主任技術者の資格を有する者の氏名を記入すること。

「資格内容」欄の記入例は1の(12)参照

「担当工事内容」欄には、担当工事の規模等が判別できる内容を記入すること（工事内訳の要約等）。

(14) 「安全衛生責任者名」欄

B社の安全衛生責任者の氏名を記入すること。

安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者の選任を要する作業所において選任されるものである（労働安全衛生法第16条）。

統括安全衛生責任者は元請が選任し、下請業者を含めて労働者が常時50人以上（ずい道等の工事、圧気工事、一定の橋梁工事の場合は30人以上）就労する作業所に設置をするものである（労働安全衛生法第15条、同法施行令第7条）。

(15) 「安全衛生推進者名」欄

B社の安全衛生推進者の氏名を記入すること。

安全衛生推進者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任しなければならない（労働安全衛生法第12条の2、同規則第12条の2）。

(16) 「雇用管理責任者名」欄には、B社の雇用管理責任者の氏名を記入すること。

雇用管理責任者は、事業場ごとに選任しなければならない（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条）。

(17) 「一号特定技能外国人の従事の状況」欄は、一号特定技能外国人の従事の有無を○で囲むこと。

(18) 「外国人技能実習生の従事の状況」欄は、外国人技能実習生の従事の有無を○で囲むこと。

2 再下請負関係

- (1) 「会社名」欄、「代表者名」欄及び「住所電話番号」欄

C社に関して記入すること。

- (2) 「工事名称及び工事内容」欄、「工期」欄及び「契約日」欄

B社からC社に下請に付した工事について記入すること。

- (3) 「建設業の許可」欄

許可が必要な工事にあつてはC社がB社から受注した下請工事の施工に必要なC社の許可業種を記入すること。すべての許可業種を記入する必要はない。

- (5) 「保険加入の有無」欄

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲むこと。

- (6) 「営業所の名称」欄

請負契約に係る営業所の名称を記入すること。

- (7) 「健康保険」欄

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入すること。

- (8) 「厚生年金保険」欄

事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記入すること。

- (9) 「雇用保険」欄

労働保険番号を記入すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入すること。

- (10) 「現場代理人名」欄及び「権限及び意見申出方法」欄

「現場代理人名」欄には、C社がB社に対して現場代理人を置くときに記入すること。

「権限及び意見の申出方法」欄は、契約書や通知書に定められている場合は、その旨を記入した上で書面を添付すること。これによらない場合は具体的に記入すること。

「権限及び意見申出方法」欄の記入例

- ・権限：下請契約書第○条記載のとおり、別添通知書のとおりなど（C社の現場代理人の権限）
- ・意見申出方法：文書による（B社→C社への意見申出方法）

- (11) 「主任技術者名」欄及び「資格内容」欄

「主任技術者名」欄には、C社の主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。

「資格内容」欄の記入例は1の(12)参照

- (12) 「専門技術者名」欄、「資格内容」欄及び「担当工事内容」欄

C社の専門技術者について記入すること。

「資格内容」欄の記入例は1の(12)、「担当工事内容」欄の記入は1の(13)参照

- (13) 「安全衛生責任者名」欄には、C社の安全衛生責任者の氏名を記入すること。

- (14) 「安全衛生推進者名」欄には、C社の安全衛生推進者の氏名を記入すること。

- (15) 「雇用管理責任者名」欄には、C社の雇用管理責任者の氏名を記入すること。

- (16) 「一号特定技能外国人の従事状況」欄は、一号特定技能外国人の従事の有無を○で囲むこと。

- (17) 「外国人技能実習生の従事状況」欄は、外国人技能実習生の従事の有無を○で囲むこと。